

事務連絡
令和3年7月21日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

宿泊施設に待機中の入国者等への健康フォローアップ等の実施手法について

新型コロナウイルス感染症の水際対策強化の一環として、入国者健康確認センター（以下「センター」という。）を設置し、国において、入国後14日間、すべての国・地域からの入国者等に対して、位置情報・健康状態の報告、ビデオ通話等による居所確認等（以下「健康フォローアップ等」という。）を行っているところです。

このため、健康フォローアップ等を行う中で、自ら確保した宿泊施設に待機中の入国者等が健康フォローアップ等に応答しない場合には、センターより当該宿泊施設に架電し、当該入国者等の客室への取り次ぎをお願いすることがあり得ますので、その旨ご留意の上、適切にご対応いただくよう、管内宿泊施設への周知方よろしく願いいたします。

なお、入国者等においては、入国時に記載する「誓約書」において、宿泊する施設に対して照会を行う場合がある旨を誓約頂いていることを申し添えます。

（参考：誓約書）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000806701.pdf>

（担当）

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部保健班

電話：03（5253）1111（内線8201）